

2006年3月29日

「知的財産推進計画 2006」策定に関するビジネスソフトウェア アライアンスのコメント

ビジネス ソフトウェア アライアンス(BSA) は、知的財産戦略推計画 2006 策定に関してコメントを述べさせていただくことに感謝しております。BSA メンバー(\*1) は、世界で最も急成長を遂げているソフトウェア及びハードウェア産業をリードする世界中のトップ企業で構成されています。BSA メンバーは、研究開発に対する投資を支援し、不正利用から技術革新を保護するために、知的財産権(IPR) -著作権、特許、商標及び営業秘密を含みますに大きく依拠しています。BSA は、技術革新や IPR 保護に対する日本の長期的な確約及び国際社会におけるこれらの問題点に関する日本の指導的役割を認識しています。従いまして、私たちは、政府の知財推進計画策定に関して、日本における直接的な影響力と、アジア及び世界中で行われている類似の努力に対する潜在的モデルとしての双方の点において、強い関心を持っています。

私たちは、全体的に、推進計画が確固たる支援の 1 つであると受け止めています。私たちは、確実なる IPR 保護によって積極的な技術革新意欲が高められること、また、かかる保護が、情報技術分野及び他の技術革新を基盤とした産業の継続的な成長にとって極めて重要であることを確信しております。これは、日本の IPR 体制を促進させるという推進計画の目的に十分に一致する見解です。従いまして、私たちは、日本における IPR 保護を向上させるという政府の努力、特に、海賊行為や偽造に対する法の執行を強化させ、かつ日本の特許法制度とヨーロッパ、アメリカ及び他の貿易相手国の特許法制度をより密接に連携させるという提案を積極的に支援いたします。以下に、これらの見解をさらに詳しく述べると共に、特に下記の提案を中心に進めていきます。

- 技術的進歩を考慮した IPR ルールの構築
- 特許の調和の促進
- 標準化活動の強化
- IPR 侵害に対する対応措置の強化

**技術的進歩を考慮した IPR ルールの構築**

知的財産創造サイクルに関する重点課題の推進方策(2006年2月17日)(以下「推進方策」) VI(2)では、「技術の進歩に対応した国際的ルールを構築する」と題して、「権利行使がイノベーションを阻害する場合に対応する」ことが提案されています。この提案の説明にあたり、推進方策には以下の事項が記載されています。

ソフトウェアの相互運用性の確保の阻害など、特許の存在がイノベーションを阻害する場

合について、独禁法の厳正な運用等に努めるとともに、裁定実施制度の活用の可能性も含め、必要な制度整備を検討する。

私たちは、日本法改正によって、特許権の行使から生じる技術革新、競争力又は相互運用性に対する阻害の可能性を対処することができるか否かを、政府が検討すべきであると提言しているこの提案に目を通しました。BSA メンバーが、全体として、世界中の数十万の特許（相互運用性に関する多くの特許を含みます）を所有しており、イノベーションの商業的価値を保護する上でこれらの特許に大いに依拠していることを考えると、この提案は、私たちのビジネスにとって極めて重要な意味を有する可能性があります。日本の政策立案者がこれらの点を調査する中で、私たちは、以下の点を慎重に考慮していただくことを求めます。

第一に、特許は、発明が困難であっても特許の保護がなかった場合には容易に複製され得るような新規技術につき、その重要な開発意欲を高めます。さらに、特許が商品化されることにより、発明者は、顧客、パートナー及び競合者とさえ、技術を提供し、取得し、また、その他の態様により共有することができます。従いまして、特許は、新製品に導入される場合とライセンス供与の申出を受けた場合の両方につき、技術革新という市場に必要な法的根拠を提示することによって技術革新及び競争を促します。特許は、ライセンス供与されないとしても、単に他者の技術革新努力をコピーするのではなく、企業に競争的なソリューションの開発に対する投資を行わせることによって、競争心や技術革新を促します。

第二に、相互運用性が明らかに重要な目的である一方、市場動向が多くの相互運用性の問題点を適切に処理できること、また、積極的な特許保護によって、かかる民間企業の相互運用性の努力が促進されるのであって、抑制されるものではないことを確信する確固とした理由があります。相互運用性を促進する市場基盤の努力には、任意の産業主導型の技術基準に対する業界の貢献や支援、及び相互運用性を促進させるという明確な目的のための技術のライセンス供与が含まれます。これらの活動は、かなりの部分において、特許の有効性に依拠しています。何故ならば、企業は、しっかりとした特許保護のない場合に、重要な技術を標準化努力への取組みに寄与したり、第三者に対してかかる技術をライセンスすることについて消極的になるかもしれないからです。

さらに、めったにはありませんが、特許権の行使によって競争が排除され、消費者に悪影響がもたらされるような場合、特許権に広範囲な例外を設けるべきではなく、競争法を適用することができ、また、適用されるべきです。実際のところ、このようなケースは、現行の競争法の法理に基づいて十分に認識されている多くの事象のほんの一例に過ぎません。

すなわち、ある市場で優勢なサプライヤーが、自らが管理又は所有している情報や施設へのアクセス権を付与せず、競争者にとって、流通市場で競争するためにかかるアクセスが必要な場合です。BSA は、一般的な適用性に関する現行の競争規約の方が、特許又は相互運用性のみに関して適用される独自の規則に比べて、予測可能で競争促進的な結果を生じさせると考えます。

最後に、この分野に取り入れられる対策は、WTO の TRIPS 協定に基づく日本の義務に一致したものでなければなりません。例えば、TRIPS 第 27.1 条では、WTO のメンバーが特許の「技術分野」に応じた特許を制限することを明確に禁止しています。この原則は、同様の効力をもって、特許権の例外にも適用されます。(\*2)さらに、推進方策において言及されている「裁定実施制度」や代替の手段が、何らかの形で、強制的な特許ライセンスの供与を伴う場合、TRIPS の第 31 条を遵守しなければなりません。第 31 条では、強制的な特許のライセンスに対して様々な重要な条件を課しています。

以上をまとめますと、政府がこれらの問題点のより詳しい調査を進めていく中で、私たちは、現行法の改正は、立証された問題について市場と現行法では対応できない場合に限って、また、日本の国際法に基づく義務に一致し、かつ当該問題を是正するために必要な範囲に限ってなされるよう要請いたします。

### 特許の調和の促進

推進方策 II.5 には、統一された世界的な特許制度を創設することを最終目標として、世界的な特許制度の調和に関するいくつかの提案が記載されています。この目標を実現する第一段階として、推進方策では、日本、アメリカ及びヨーロッパ（他の国については今後追加される）の特許庁が、特許審査結果の共有/共通の認識及び同一の特許出願届の作成から成る、「相互承認制度」を実現させるよう努力することが推奨されています。また、推進方策では、地域ごとの特許制度の一層の統一を達成させるためにアジアの特許庁間におけるより一層の協力及び連携が提議されています。

BSA は、特許審査の相互認証の拡張を含む、より一層の特許の調和を実現しようとする政府の努力を積極的に支援します。世界的にみて、特許の出願数は急増し続けており、多くの特許庁では処理しきれないほどです。ある推定によると、USPTO の未審査の特許出願件数は、現在の 457,000 件から、2010 年には約 150 万件に達する見込みです。日本とヨーロッパの特許庁でも、同様の増加が生じるはずですが。

これらの数字は、BSA メンバーにとって深刻な懸念事項です。IT 技術革新の急速な進展を考えると、特許の出願時期と審査時期との間が大きく広がることによって、IT 企業にとつ

ての特許制度の効用性が著しく限定される可能性があります。さらに、複数管轄地における特許出願に巨額の費用が伴うことにより、多くの零細企業や発明者個人にとって、世界的な特許保護が非常に費用のかかるものであることとなります。特許は、IT 技術革新の保護及び IT 研究開発の促進において重要な役割を果たしているため、このような課題は、IT 分野の成長を軽減させ、場合によっては、世界的な経済成長をも軽減させるおそれがあります。

しかしながら、特許出願件数の成長のかなりの部分は、重複出願、すなわち、発明者による複数の地域における同一出願によるものです。従って、特許審査の相互認証を促進させるという事務局の提案、及び主要な特許庁間における他のワークシェアリングや連携協定は、浮上する特許危機の解決の一助となり得ます。特許の国際調和を促進させるこれらの発議及び関連する発議は、国際的な特許保護が、あらゆる規模の企業にとって、実際的な選択肢であり続けることを確保するためにも必要不可欠です。最後に、世界経済におけるアジアの重要性の高まり及びアジアにおける多数の国内特許制度を考慮し、BSA は、特に、アジアの特許庁間における一層の調和及び相互認証の達成に関する政府による提言を積極的に支援いたします。

### 標準化活動の強化

推進方策 III.2 では、競争力や取引の促進における技術標準の重要な役割を認識し、国際標準に対する民間企業支援の強化及び主要な標準化団体における日本の参加の増加についてのいくつかの提案が記載されています。特定の提案には、国際的な標準化団体への貢献者に対する報奨制度の実施、大学や他の教育機関で使用するための技術標準に関するモデル資料の作成、並びに国際標準に関する研修機関の創設が含まれています。

BSA メンバーは、政府が、国際的な先端技術市場における標準の重要な役割を十分認識されていることを評価しております。技術標準は、ソフトウェア及びハードウェアの開発の礎であり、健全かつ競争的な IT エコシステムの育成において重要な役割を担っています。技術標準は、技術革新や競争力、さらなる消費者選択及び新たな市場の構築を活性化させ得る、IT の相互運用性の促進に役立つ場合もあります。政府が、日本の市場における最適な技術標準の導入と使用方法について検討している中で、私たちは、以下の意見を提示したいと思います。

まず、自主的なプロセスが、標準を通じて技術革新を促進させる最も効果的な手段であることが立証されています。実際には、広く導入されている、現時点で存在する標準のほとんどが、自主的な、サプライヤー主導の努力により策定されたものです。長年にわたり、サプライヤーは、相互運用性を促進させ、市場動向に対応する標準を策定することによつ

て、業界や消費者のニーズに素早く対応できたのです。

一方、政府によって義務付けられた標準は、多くの意図せぬ結果をもたらす可能性があります。このような結果には、(i) 新たな技術開発が禁止され、急速に展開している技術の利益を十分に得られないこと、(ii) 誤って特定の市場競争者に損害を与えること、(iii) 市場での受入れや市場への浸透が阻害されること、及び(iv) 多角的な競争環境が損なわれること等が挙げられるかもしれません。従いまして、BSA は、政府に対し、可能な限り、自主的なサプライヤー主導による標準の採用及び標準化活動の支援を強く要請します。

さらに、以下の点は、「RAND 条件の解釈を明確にし、必要に応じ標準化団体に働きかける」という政府の提案（必須特許のライセンサーがライセンシーによるロイヤルティの支払を要求する可能性があるという懸念に基づいていると思われます(推進方策 III.2(4))）に関して私たちが気づいたことです。多くの主要な標準化団体では、特許権者が妥当かつ非差別的 (RAND) 条項に基づいて必要な特許請求の範囲をライセンスすることに同意した場合に限り（妥当なロイヤルティの支払いが含まれていることがあります）、特許の対象たる技術革新を含む技術の標準化を認めています。この長年にわたる慣行は、RAND に基づくライセンスの供与が、革新的な技術を基準に提供する特許権者の法的権利と、妥当な条項に基づいて必須特許のライセンスを望む実施者の利益とのバランスを適切に保つという認識に基づくものです。

しかしながら、「妥当な」ロイヤルティを構成するものは、たいていの場合、特定の状況によってかなり異なります。主要な要因としては、標準の目的や見込まれる用途、代替の基準の利用可能性、対象となっている特許請求の範囲、類似の技術に対する慣習的なロイヤルティ等が含まれるかもしれません。従いまして、私たちは、政府がこの件について慎重を期し、全ての主要なステークホルダー間の本来の市場力学を歪曲したり、革新的な企業による標準設定活動に対する貢献を阻害するような行為を回避するよう望みます。

### **IPR 侵害に対する対応措置の強化**

推進方策には、IPR 侵害に対処するための多くの提案が盛り込まれています。これらの提案には、外国市場対策を強化する(II.8(1))、水際での取締まりの強化(II.8(2))、及びインターネットオークションによって助長された偽造及び海賊行為に対する措置(II.8(3))が含まれています。また、推進方策では、偽造及び海賊行為によって稼得した利益がますます、犯罪組織やテロリストグループの財源となっている事実に言及しています。

BSA は、偽造及び海賊行為対策措置を促進するという提案を積極的に支援します。海賊行為は、ソフトウェア業界にとって脅威であり続けています。例えば、アジア太平洋地域に

おけるソフトウェア海賊行為の割合は、2004年には53%であり、アジアだけで約80億ドル（世界的には330億ドル）もの損失がもたらされました。これらの損失は、税収、仕事及び成長の機会が失われたことを考えると、政府にとって重大な経済的帰結です。

このような理由により、海賊行為の取締りは、日本及び世界中のBSAメンバーにとって最優先事項であり続けています。従いまして、私たちは、より効果的にIPR侵害対策を行うとする提案を高く評価いたします。特に、「偽造防止技術の活用を奨励する」という意図(II.8(1)②)には敬意を表します。偽造及び海賊行為の排除に向けた技術的措置は、IPR侵害を防ぐ第一線であり、多くのBSAメンバーは、自らの製品を窃盗から保護するためのかかる措置の開発及び/又は使用に対してかなりの金額を投資してきました。権利保有者が、最も効果的かつ適切と判断する技術を自由に選択できる限り-かつ政府の指示により特定の措置のみを使用するよう要求されたり、第三者に対する技術のライセンス供与を強要されない限り-技術的な保護措置によって、海賊行為と偽造行為の二重の災難に対する主要な防御がもたらされ続けます。

BSAは、政府の知財推進計画作成に関してこのようなコメントを提示する機会をいただけたことに感謝しており、また、これらの重要な課題に関して、政府とさらに対話を行う機会をもてるよう望んでおります。